

博士論文要約

高齢者の人生終盤に備える市民後見人を活用した支援プログラムの開発  
- 「高齢者と真に共にある」看護モデルの準備期として -

Development of Support Program to Utilizing Citizenship Guardians to Prepare for the  
End-of-life for Older People: As a preparatory period for a nursing model that  
“true presence with the older”

2019 年

千葉大学大学院看護学研究科  
岡本 あゆみ

## I. 研究の背景

わが国の平均寿命は、医療技術の発展や皆保険制度などにより延び続けており<sup>1)</sup>、要介護状態で過ごす高齢者も増え<sup>2)</sup>、日常生活に制限の無い健康寿命と平均寿命の期間の差は、男性が 8.84 年、女性が 12.35 年(2016 年)である<sup>3)</sup>。加えて、65 歳以上の高齢者の 15%の約 462 万人が認知症と推計され、軽度認知症(Mild Cognitive Impairment ; 以下 MCI)の 400 万人を含めると、4 人に 1 人が認知症または予備軍<sup>4)</sup>となり、2025 年には認知症の人だけでも 700 万人前後と見込まれている<sup>4)</sup>。さらに、年間死亡数の増加傾向と 2012 年以降の死亡数の 7 割が 75 歳以上であることから、今後も後期高齢者の死亡が増えることが予測されている<sup>1)</sup>。

また、高齢者の子どもの同居率は 1980 年には約 7 割あったが、2012 年には 4 割程度に減少し、65 歳以上高齢者世帯は全体の 4 割、そのうち一人暮らし又は夫婦のみの世帯が過半数を超え、親と未婚の子のみの世帯と夫婦のみの世帯も増加している<sup>5)</sup>。2005 年以前の研究では、介護者と要介護者のなかにみられる日本文化として、献身的姿勢に対する評価、高齢者の依存の肯定的捉え方としての親孝行への期待、生者と死者のつながりを大切にす風習<sup>6)</sup>という家族の扶養義務意識が認められていた。しかし、少子高齢化社会の進展に伴う 2000 年の介護保険の導入を契機に、家族形態の変化が加速し<sup>7)</sup>、老親扶養意識に影響を与え<sup>7,8)</sup>、施設やケア専門職らへ扶養を委託する意識が根付きつつある<sup>7)</sup>。加えて「家計が苦しく非常に心配である」と答えている 60 歳以上高齢者が 6.6%(2011 年)から 8.0%(2016 年)へ増加し<sup>9)</sup>、離婚率は 1.70 対 1000 (2017 年)<sup>10)</sup>であり、高齢者の孤立と貧困の問題が顕在化している。

そして、世界的な障害者へのノーマライゼーション及び自己決定の尊重の思想の高まりと、家制度に基づいた援助の困難さ<sup>10)</sup>があり、1999 年には障害者らの権利を擁護する新たな後見制度が制定された<sup>11)</sup>。そこにはこれまでに無かった、本人に残された能力を最大限に生かして自己決定権を尊重しながら、本人にとって必要な支援が提供されるよう「任意後見契約に関連する法律」<sup>12)</sup>が新たに加えられた。しかし、制度の利用が進まず 2011 年の「介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の承認<sup>13)</sup>に伴い 2012 年に老人福祉法 32 条の 2 が新設され、市民後見推進事業や市民後見人養成が展開されている。また、2014 年に障害者権利条約に批准し、国連障害者権利委員会の一般意見書からコミュニケーションの形態が障壁とはならず全ての者が利用可能で、客観的な個人の最善の利益ではなく個人の意思と選好に基づき、本人が支援や支援者を選好、変更、拒否、終了の権利をもつことが必要であること<sup>14)</sup>が示されている。そのことをふまえて 2016 年成年後見制度の利用の促進に関する法律<sup>15)</sup>が施行され、2017 年 3 月 24 日に成年後見制度利用促進基本計画が決定されている。

超高齢社会で多死社会を迎えているなか、高齢者に自分らしい人生の終盤を送ってもらおう支援として、医療専門職では本人意思を尊重することにおいて限界があり、家族の代諾や医療チームの判断に任されることがある。一方、市民後見人は、地域で家族や財

産が無く自力で生活を送ることに困っている高齢者を支援する立場にあり、年齢や立場が近い場合も多い。そして、成年後見人は民法 858 条<sup>16)</sup>で生活や心身に配慮しつつ本人の意思を尊重することが規定されており、人生の終盤に備える準備期の支援者に適していると考えられる。しかし、市民は医療専門職ではないため、最期までの病みの軌跡を想定して支援することは難しいと考えられる。そのため、看護の視点が入った支援プログラムがあることによって、人生の終盤に備える活動の理解や促進をはかることができれば、本人の背景、価値観、心身の状態に合わせて情報を備えることが可能になると考えられる。そして、そのプロセスにおいて看護職が真に共にあることで、高齢者に潜在している力や意味づけを見出し、創造性をもって新たな変容を導き様々な課題を乗り越えられ、高齢者が自分らしく生きることにつながるのではないかと考えられる。そして、高齢者に人生の終盤の医療やケアが必要になった場合に、市民後見人や高齢者が備えておいた情報を医療・福祉専門職へつなぐことは、本人による過去の情報に照らしたケアの選択や実施を可能にし、最期まで生ききることを支える真に共にある看護の実践へと導くのではないかと考える。そのためには、先ず市民後見人と高齢者の双方へ、人生の終盤に備える情報をまとめてもらうための支援プログラムの開発が必要であると考えた。

## II. 研究の目的

本研究の目的は、市民後見人を利用する高齢者が自分らしい人生の終盤を送ることを可能にするための支援プログラムの開発である。支援プログラムの参加者が、人生の終盤に備える活動を行うことによる相互作用の在り方（実践適用性）、「真に共にある」の現れ（有用性）について検証する。

## III. 用語の定義

### 1. 人生の終盤

軌跡(trajectory)の枠組み<sup>17)</sup>の、長い時間をかけて多様に変化していく1つの行路(course)を示すという考えに基づき、生活史上のニーズや日常生活の考えが疾病管理の選択や人生の行路(biography)の方向に影響し、病気・生活史・日常の活動の相互作用や人的資源による相互の影響による適応の過程がある<sup>17)</sup>ことが示されている。この軌跡を本研究の対象高齢者に当てはめて考えると、病みの行路が始まる前の予防的段階であり、兆候や症状がみられない状況の準備期となる。

よって、本研究では人生の終盤を、病みの行路が始まる前の予防的としての軌跡前期(準備期)の段階から、認知症等の兆候や症状がみられる軌跡発現期及び臨死期、そして死後の火葬・埋葬・財産贈与等の後見事務終了までの期間とする。

## 2. 市民後見人

市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会<sup>18)</sup>では、市民後見人について「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」と示されている。

本研究においては、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付け、している高齢者に対する相談や支援を行っている第三者後見人等の候補者とする。

## 3. 人生の終盤における準備期

軌跡の枠組み<sup>17)</sup>の病みの行路が始まる前の予防的な段階であり、本研究では兆候や症状すなわち意思決定や判断能力を殆んど喪失してしまう後見（類型）の状況となる前までが、前軌跡期（準備期）とする。

## IV. 本研究の構成

研究 step の概要図を図 1 に示す。

Step	研究の概要
Step1	プログラムの前提となる看護モデルの作成
	↓
Step 2	支援プログラム案の作成
	↓
Step 3	支援プログラムの妥当性(専門職等会議)
	↓
Step 4	支援プログラムの運用による実践適用性と有用性の検証
	↓
Step5	検証結果に基づく看護モデルと支援プログラムの洗練

図. 研究 step の概要図

## V. 倫理的配慮

本研究は、千葉大学大学院看護学研究科倫理委員会の倫理審査委員会による承認を受け、研究の目的、方法、対象者の任意性の保障、安全性の保障、プライバシー、匿名性、個人情報保護に関する説明を文書および口頭で行い、対象者の同意を得て実施した。

## VI. Step1 : 看護モデルの作成

パーシの人間生成理論「真に共にある」こと<sup>19)</sup>に関連する先行文献の内容をふまえ、構成される内容を導出した。「真に共にある」は、「意味づけること」「リズム性」「相互超越」から構成される。これらは看護職が対象の側に「静かに身を置くこと」「対話的に関わること」「永く共にあること」によって実践される。なお、高齢者と真に共にある看護モデルでは、高齢者が自らの人生の終盤に関心を持ったときの予防的段階としての前軌跡期(準備期)から、認知症等の兆候や症状がみられる軌跡発現期及び臨死期、そして死後の火葬・埋葬・財産贈与等の後見事務終了までの長い期間がある人生の終盤を対象としている。そのため、死にゆく患者のケアの洞察に基づいた軌跡の概念<sup>17)</sup>で補足した。また、また、支援プログラムにおける高齢者と市民後見人の間の相互作用の発展の在り方を明らかにするため、自分自身を他者の位置に置くことで自己相互作用が可能になり自己の役割を取得(role-taking)するシンボリック相互作用論<sup>20)</sup>を適用し補足した。

看護職が看護の視点の含まれる高齢者と真に共にあることを促進する「支援プログラム」によって、高齢者と市民後見人のペアへ介入することで、高齢者と市民後見人との間に相互作用が生じて、「高齢者と真に共にある」看護モデルの「意味づける」「リズム性」「相互超越」が可能になると考えられた。

## VII. Step2 : 支援プログラムの作成

支援プログラム作成は、支援プログラムの方法およびその内容を文献レビューおよび、「真に共にある」の概念や、シンボリック相互作用論と比較検討したうえで導出した。

支援プログラムの内容として、講義、ノート作成、相談会が導出された。講義では、人生の終盤に備えるイメージや価値づけにより意味づけになり、それが言語化やノート作成へつながること、高齢者1人での言語化やノート作成の取り組みには難しさがあったとしても、市民後見人と共に行うことで関係性が構築され、その活動が促進されるのではないかと考えられた。また、講義に傾聴に関する内容を取り入れることで、高齢者の気持ちに気付くこと、相談会によって高齢者の気持ちに添った活動が難しい場合などに、考え方の新たな視点の付加や可能性を導くことが可能になると考えられた。

## VIII. Step3 : 支援プログラムの妥当性の検討

支援プログラムが、高齢者と市民後見人が共に人生の終盤に備える情報をまとめる活動を促進させる介入として適しているか、共に人生の終盤に備える情報をまとめる活動を促進することにより、相互作用が発展することに適しているか、専門職等の会議で内容妥当性を検討した。なお、会議メンバーは、医療・介護・福祉専門職・市民後見人で、周囲から判断や実践に優れていると評価されているおよそ 5 年以上専門領域の豊富な経験を持つ者である。

人生の終盤に備える活動を進めるにあたって、家族・親族に特化せず、重要他者も含めて高齢者が不快にならないような配慮を説明すること、市民後見人が高齢者の好みを知っていた方がよいことの説明となり得る事例を取り上げることが補充された。また、ノートでは、施設や病院の特徴の一覧について、作成日を明記することが補充された。

## IX. Step4 : 支援プログラムの実践適用性と有用性の検証

### 1. 実践適用性の検証

支援プログラムの検証は、相互作用（連携的行為、個人行為の形成、役割の取得）の発展のあり方として、市民後見人および高齢者への支援プログラム終了後のインタビューの逐語録を、データの意味内容ごとにひとつのコードに単位化したものを用いて、シンボリック相互作用論の視座に基づき質的帰納的に分析した。支援プログラムに基づく行為かどうかに着目してコードの分類および類似性を見出し集約することを繰り返した。内容の分類と類似性を確認してサブカテゴリ、最終的なカテゴリを生成した。また、各カテゴリ、サブカテゴリ間の構造をコードで確認し検討した。

シンボリック相互作用の現れについて、事後調査まで参加した 4 ペア全てにシンボリック相互作用が現れていた。市民後見人の【高齢者の劣等感に気付いている】こと、【高齢者の生活を理解している】ことを前提に、【身体的問題を共有している】こと、飼い猫の看取りという【高齢者の心配事を共有する】ことという両者による共有が図られており、お互いの行為に直面して解釈し合い、お互いの行為を適合させるために検討していた。また、気づきや理解を通して共有された内容を基に、市民後見人が高齢者へ支援を行うことで高齢者自身や高齢者との関係性に変化が現れていた。さらに、高齢者から【支援プログラムへの参加により細かい希望を知って取り組み、高齢者からの感謝を得る】【高齢者の体調に市民後見人が影響する】こと、【市民後見人の活動や存在により安心や意欲を得る】ことが現れていた。そして、市民後見人自らが【高齢者の努力を敬う】【両者が親子のように感じる】【高齢者が市民後見人の健康を願う】こと、【終末期ケアや看取りの希望の揺れに対応できるように備えている】ことへ発展していた。

## 2. 有用性の検証

パースィの人間生成理論の研究のあり方に基づき、対話的なインタビューによって得られた個々の事前調査および事後調査のデータから有用性を検証した。

高齢者と真に共にある看護師の視点が付与された支援プログラムへの参加によって、高齢者の価値づけや意味づけを共有し、変容や相互超越が現れたペアは半数であり、一定の有用性はあったと考えられる。しかし、半数では市民後見人の都合・職歴・知識・経験、高齢者の病状や認知症の進行などの影響が考えられたため、看護師がペアの状態に合わせて真に共にあるあり方を調整する必要があると考えられた。

## X. Step5: 支援プログラムと看護モデルの洗練

支援プログラムについて、検証結果を基に加筆・修正した。対象者について「高齢者」は、自分なりの暮らしを工夫しているが、頼りになる身近な存在が得られない者、「市民後見人」は、ニーズに応じた契約や支援の選考、契約に基づく支援と安心を提供する者とした。高齢者の様相は、【頼りになる身近な存在の不在】【自分なりの生活の工夫】で構成されたため、高齢者の構成要素として加える。市民後見人の様相は、【ニーズに応じや契約や支援の選考】【契約に基づく支援と安心】で構成されたため、市民後見人の構成要素として加えた。「高齢者の持つ意味」は、高齢者のもつ意味は、【生活上のニーズと市民後見人への望み】【老いや変化による見極めや身支度】で構成されたため、構成要素として加えた。市民後見人のもつ意味は、【生活に合わせた支援の見極め】【高齢者へ関心を寄せる】【人生の終盤に備える準備の必要性の自覚】で構成されたため、構成要素として加えた。

看護モデルでは、「真に共にある」の現れの検証から、高齢者へ価値づけと揺れ、市民後見人へ変容、相互作用へ共有と変容と相互超越を加えた。

## XI. 本研究の限界と課題

「高齢者の人生の終盤に備える市民後見人を活用した支援プログラムの開発」にあたり参加者の高齢者および市民後見人は、研究の目的や人生の終盤に備える活動に好意的であり、これに興味関心の無い人々への適用については同様の結果を裏付けるものとはいえない。

今後、支援プログラムをより多くの市民後見人や高齢者が利用できるように改良して、継続的な評価や見直しへつなげていくことが課題である。

## 引用文献

- 1) 厚生労働省(2017). 平成 29 年簡易生命表の概況, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life17/index.html> ,2018.9.26 アクセス
- 2) 内閣府(2017). 高齢者の姿と取り巻く環境の現状と動向.H29 年高齢社会白書. <http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/index.html> , 2018.9.24 アクセス
- 3) 厚生労働省(2018). 第 11 回健康日本 21 (第二次) 推進専門委員会資料, [https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/000166296\\_7.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/000166296_7.pdf) , 2018.9.24 アクセス
- 4) 厚生労働省(2018), 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン), <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000064084.html>, 2018.9.26 アクセス
- 5) 内閣府(2014). 平成 26 年版高齢社会白書,2015.7.22 アクセス, <http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/index.html>
- 6) 正木治恵,山本信子(2008).高齢者の健康を捉える文化的視点に関する文献検討,老年看護学, 13(1),95-104.
- 7) 堀内愛子,齊藤勇(2013).大学生の扶養意識-扶養意識における性差の存在及び自己愛傾向との関連-,立正大学心理学研究年報,4,85-93.
- 8) 岩井紀子(2011).日本の家族の変化とこれから,家族社会学研究,23(1),19-22.
- 9) 内閣府(2009).高齢期の暮らしの動向,平成 30 年版高齢社会白書, [http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2018/html/zenbun/s1\\_2\\_1.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2018/html/zenbun/s1_2_1.html) ,2018.9.24 アクセス
- 10) 中村光江,下山節子,阿部オリエ(2006). 「慢性疾患の病みの軌跡」モデルに関する文献検討 その 1, 日本赤十字九州国際大学 IRR,5,71-77.
- 11) 斎藤敏靖. (2001). 成年後見制度の改正と今後の課題. 新潟青陵大学紀要,1, 113-121.
- 12) 兒嶋かよ子. (2000). 成年後見と介護保険の関係. 介護支援専門員,2(2), 67-70.
- 13) 高田洋子. (2011). 市民参加と成年後見制度. 福井大学教育地域科学部紀要,2, 269-292.
- 14) 国連人権高等弁務官事務所/訳 日本リハビリテーション協会(2014).一般的意見第 1 号(2014 年)第 12 条:法律の前における平等な承認,2014 年 4 月 11 日採択,2015 年 5 月 19 日版 障害者権利委員会第 11 回セッション 障害者保健福祉研究情報システム, 2016.7.20 アクセス, [http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/reightafter/crpd\\_gcl\\_2014\\_article12\\_0519.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/reightafter/crpd_gcl_2014_article12_0519.html).
- 15) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(2016) .D1Law.com, 第一法規株式会社, 2015.07.20 アクセス, [https://genpou.d1-law.com/dh\\_g/jyoubun.do?actionType=init&freeSearchFlg=1&sikouDate=4280727&leftKoubangou=1&searchFileId=resultid20160728093702.428&leftAllCount=2&houreiCd=195787777799&misikou=0&UNIQUE\\_KEY=1469666222436&ichiKey=#hitno\\_0](https://genpou.d1-law.com/dh_g/jyoubun.do?actionType=init&freeSearchFlg=1&sikouDate=4280727&leftKoubangou=1&searchFileId=resultid20160728093702.428&leftAllCount=2&houreiCd=195787777799&misikou=0&UNIQUE_KEY=1469666222436&ichiKey=#hitno_0)
- 16) 民法(2013) .D1Law.com, 第一法規株式会社, 2016.4.20 アクセス, [https://genpou.d1-law.com/dh\\_g/jyoubun.do?actionType=init&freeSearchFlg=1&sikouDate=4280330&leftKoubangou=9&searchFileId=resultid20160420103215.58&leftAllCount=66&houreiCd=896787777759&misikou=0&UNIQUE\\_KEY=1461115935382&ichiKey=#](https://genpou.d1-law.com/dh_g/jyoubun.do?actionType=init&freeSearchFlg=1&sikouDate=4280330&leftKoubangou=9&searchFileId=resultid20160420103215.58&leftAllCount=66&houreiCd=896787777759&misikou=0&UNIQUE_KEY=1461115935382&ichiKey=#) .
- 17) Pierre Woog (edited) (1992). “The Chorionic Illness Trajectory Framework-The Corbin and Strauss Nursing Model” , New York: 黒江ゆり子,市橋恵子,寶田穂訳(1995). 慢性疾患の病みの軌跡 コービンとストラウスによる看護モデル,東京,医学書院.
- 18) 市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会(2007). 平成 18 年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分) 事業, 市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会,平成 18 年度報告書,日本成年後見法学会. 平成 27 年 5 月 11 日アクセス <http://jaga.gr.jp/pdf/H18kenken.pdf>
- 19) Rosemarie Rizzo Parse./ 高橋照子監訳. (1998/2004). The Human Becoming School of Thought A Perspective for Nurses and Other Health Professionals / パーソナル看護理論 人間生成の現象学的探求. US, Thousand Oaks / 東京: Sage Publications / 医学書院.
- 20) Blumer, H. (1969). Symbolic interactionism perspective and method. New Jersey: 後藤將之訳(1991).シンボリック相互作用論, 東京, 勁草書房.